

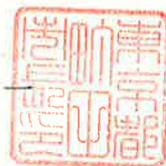
町田市告示第 40 号

住居表示の実施について

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を定めたので同条第3項の規定により告示する。

2024年4月16日

町田市長 石 阪 丈



- 1 住居表示実施区域  
南大谷一丁目、南大谷二丁目、南大谷三丁目、南大谷四丁目、  
南大谷五丁目、南大谷六丁目、南大谷七丁目、  
東玉川学園三丁目、東玉川学園四丁目
- 2 住居表示実施期日  
2024年7月15日
- 3 住居表示の方法  
街区方式
- 4 街区符号及び住居番号  
別図のとおり

掲示期限:4月30日